

「会津若松市放課後児童健全育成事業に関する条例」の改正案へのご意見を募集します。

～市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ～

複数学区の児童を受け入れるこどもクラブを市内中心部に新規開設し、全市的な待機児童の解消を進め、保護者の就労支援と児童の健全育成を図るための条例改正案について、皆様のご意見をお寄せください。

1 意見募集期間

令和6年11月20日（水）～令和6年12月19日（木）まで ※最終日午後5時必着

2 意見を提出できる方

- （１）市の区域内に住所を有する方
- （２）市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- （３）市の区域内に通勤、通学する方

3 意見の提出方法

別紙「会津若松市放課後児童健全育成事業に関する条例の改正案に対する意見書」に記入のうえ、下記のいずれかの方法により提出してください。

（１）提出先

- ①こども保育課（栄町第二庁舎１階）へ直接提出※各閲覧場所への提出も可能です
- ②郵送で提出：〒965-8601（住所記載不要）こども保育課
- ③FAXで提出：FAX 番号 0242-39-1246
- ④電子メールで提出：kodomohoiku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

（２）留意事項

- 意見内容についての確認が必要となる場合がありますので、必ず電話番号を記入ください。
- 提出していただいた書面はお返しできません。
- 匿名や電話によるご意見は受付できません。
- 個々のご意見に対して直接回答はいたしませんので、ご了承ください。
- お寄せいただいたご意見は公表しますが、氏名などの個人情報が公表されることはありません。

4 閲覧場所

内容は、こども保育課、市政情報コーナー、北会津・河東支所、各市民センター、市のホームページでも見るができます。なお、上記各施設での閲覧時間は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時（こども保育課は午後5時15分）までです。

【お問い合わせ先】会津若松市こども保育課企画グループ：電話 0242-39-1239】